

日本丸メモリアルパークプレゼンテーションルーム（多目的ルーム） 貸出事務取扱要綱

制 定 令和5年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）別表第3日本丸メモリアルパークの項に掲げる港湾施設（以下「港湾施設」という。）について、条例第4条及び横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年2月横浜市規則第6号。以下「規則」という。）第3条に規定する使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 日本丸メモリアルパークプレゼンテーションルーム（多目的ルーム）（以下「プレゼンテーションルーム」という。）は、日本丸メモリアルパーク内で開催されるセミナー、会議、及び趣味・サークルの発表会等の各種事業に要する施設として、次項の規程により、これを一般の団体等の利用に供するものとする。

2 プレゼンテーションルームを利用しようとする者は、公益財団法人帆船日本丸記念財団（以下「財団」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に該当しないこととする。

- (1) 内容が公序良俗に反するもの
- (2) 宗教の布教目的のためであるもの
- (3) 長期にわたり利用するもの
- (4) 横浜市港湾施設条例及び関係法令に違反する場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び関係法令に抵触する場合
- (6) 特定の政党等を支援する活動目的での利用
- (7) 設置物を損壊する恐れのある利用
- (8) 館内に影響がある音量による音出し
- (9) その他管理上支障があると判断される場合

（利用時間等）

第3条 利用時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 利用時間は、午前9時から午後10時までとし、利用の準備に要する時間、利用後の片付け等の時間をこの中に含むものとする。ただし、これ以外の時間の利用の申出があった場合は、別途財団と協議を行い決定する。
- (2) プレゼンテーションルームが利用できない日は帆船日本丸及び横浜みなと博物館が共に休館する日、及び財団が自ら使用する日とする。

（利用料金等）

第4条 利用料金は、別表1のとおりとする。当初の利用時間を超過した場合は、その超過時間分を1時間単位で請求するものとする。

（利用料金の支払方法）

第5条 利用料金の支払は、現金又は財団が指定する預金口座への振込みの方法とする。

2 前項の利用料金の支払期限は、利用日の前日（利用日が連続する場合は、最初の利

用日の前日)までとする。ただし、財団がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 現金で支払う場合は、午前9時から午後5時までに事務所にて支払うものとする。

(利用料金の返還)

第6条 条例第24条第3項において準用する同条例第20条ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他使用を許可された者(以下「利用者」という。)の責めに帰すことができない事由により利用することができない場合 全額
- (2) 利用日の2か月前の応当日までに利用料金の返還の申請があった場合 利用料金の全額
- (3) 利用日の1か月前の応当日までに利用料金の返還の申請があった場合 利用料金に100分の70を乗じて得た額
- (4) 利用日の15日前の応当日までに利用料金の返還の申請があった場合 利用料金に100分の40を乗じて得た額

(申請書類)

第7条 利用許可申請に必要な書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) プレゼンテーションルーム(多目的ルーム)利用許可申請書
- (2) 財団が必要と認める書類
- (3) 駐車場を使用する場合は、緑地内使用(駐車)許可申請書
- (4) 撮影を行う場合は、日本丸メモリアルパーク撮影取扱要綱(平成12年4月1日)第5条第1号に定める緑地内行為(撮影)許可申請書

(利用許可申請)

第8条 利用許可申請については、利用希望日の6か月前の応当日から受付けるものとする。申請時間は、博物館開館日の午前9時から午後5時までとする。

- 2 6か月前の応当日が存在しない場合はその前の存在する日からとする。
- 3 連続して利用できる期間は原則14日以内とする。ただし、初日は午後10時まで、2日目以降は最終日を除き午前9時から午後10時まで連続の利用を原則とする。

(利用料の減免)

第9条 利用料が減免される場合は次の各号のとおりとする。

- (1) 財団が主催又は共催で行う行事・事業に伴うもの及び財団が特に認める行事・事業に伴うもの
 - (2) 横浜市港湾局から減免の依頼があり、財団が認めるもの
 - (3) 財団の協力団体等が利用する場合で、財団の事業に貢献することが認められるもの
- 2 減免の率は、実施内容により100分の50から100分の100までとする。

(使用許可の取り消し等)

第10条 財団は、次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、若しくはこれを変更し、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 第2条2項の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該許可の申請に不正があったとき。

- (3) 指定の期間内に利用料金を納付しないとき。
 - (4) 条例又は条例の規定による命令に違反したとき。
 - (5) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 2 前項の場合において、既納の利用料金は返還しない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、プレゼンテーションルームの貸出に当たっての必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

【プレゼンテーションルーム利用料金】

時 間 帯			
9:00 ~11:30	12:00~14:30	15:00~17:30	18:00~21:00
17,750 円	17,750 円	18,500 円	25,800 円

注) 利用料金にはメインスペース(55 m²)、バックヤード(31 m²)の他に設備・備品*を含む。

※設備・備品の内訳

- ◆100V コンセント 2[□]コンセント×8カ所
- ◆一人用机と椅子 40セット
- ◆冷凍冷蔵庫 1台
- ◆水栓及びIHクッキングヒーター付シンク 1台
- ◆ピクチャーレール 1式
- ◆ホワイトボード 1台

プレゼンテーションルームの利用時における貸出機材の運用について

制 定 令和5年4月1日

プレゼンテーションルームの利用時における貸出機材の名称と利用料金は、下表のとおりとする。

【貸出機材の利用料金】

機材名	料金(税込)
ワイヤレスマイクセット (2本)	2,100 円
65 インチモニター (ブルーレイ/DVD プレーヤー、HDMI ケーブル付、外付けスピーカーセット)	5,100 円
司会台のみ	1,100 円
ホワイトボードマーカー	110 円
延長コード (5 m)	210 円
延長コード (10 m)	330 円